

平成27年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民法】 解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問 次の各問いの（ ）に入る言葉を答えなさい。なお、同じ問いの中に（ ）が複数ある場合は、同じ言葉が入るものとする。〔配点各4点×10問〕

- (1) 民法は、売買代金のような消費貸借によらない他の債務を、当事者間の話し合いで消費貸借上の債務に改めることを認めているが、これは（ ）と呼ばれる。すぐに支払えない債務の弁済期を延ばすのに用いられ、この機会に新たに利息の取決めがなされたり保証人や物的担保が付けられたりすることが多い。
- (2) 双務契約において、一方の債務が債務者の責めに帰することのできない理由で履行不能になった場合に、他方の債務を負担するかどうかという問題があるが、これは（ ）と呼ばれる。他方の債務を負担しない場合は債務者主義であり、他方の債務を負担する場合は債権者主義である。
- (3) 法人は一定の（ ）のために組織され活動するものであるから、その行為の範囲も、その（ ）によって制限される。判例は、非営利法人の場合には、営利法人の場合よりも、（ ）の範囲による制限を厳格に解する態度をとっている。
- (4) （ ）は、昭和62年改正で新設された実方との親族関係が終了する縁組で、父母による監護が著しく困難または不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があるときに限り、家庭裁判所の審判によって成立させることができる。
- (5) （ ）は、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、物の所有者又は権利者が、物の所有権又は権利を債権者に移転する担保方法である。抵当権など民法が定める典型担保と異なり、裁判所の手続を経ない簡易な方法で債権の回収を図ることができるほか、集合動産・集合債権・ソフトウェアのように典型担保では担保化できない財産についても担保化できる点に利用価値がある。
- (6) （ ）は、地代家賃の滞納や賃借物の破損による損害を担保するために、あらかじめ賃借人から賃貸人に差し入れておく金銭のことである。判例によれば、賃借人が（ ）の返還を求めることができるのは、明渡しの時であるから、賃借人は、賃貸人から（ ）の返還を受けるまで借りていた土地や建物を明け渡さないと主張することはできないとされる。
- (7) （ ）とは、婚姻の届出はしていないが夫婦同様の共同生活を送っている男女関係のことを言う。社会的事実としては、夫婦共同生活の実質を備えながら、婚姻の届出を欠くため法律上の婚姻とは認められないが、通説・判例は、（ ）関係を婚姻に準ずる関係と捉え、婚姻の一部規定の準用を認めている。

- (8) ()とは、相続人たるべき子又は兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡し、または相続欠格、廃除によって相続権を失った場合に、その者の子が代わって相続人になることをいう。
- (9) 保証人は、債権者から保証債務の履行を求められた場合に、まず主たる債務者に弁済の資力があり、かつ、執行が容易であることを証明して、まず主たる債務者の財産に強制執行をせよと抗弁することができるが、これを()の抗弁権という。
- (10) 動産の占有者に処分権限があるものと過失なく信頼し、取引行為に基づいてその動産を譲り受けて占有を開始した者は、譲渡人の処分権限の有無を問わず、ただちにその動産につき権利を取得するが、これを()という。前主の占有に公信力を認め、善意の取得者を保護することによって、流通することの多い動産についての取引の安全を図ろうとするものであり、公信の原則の一つの現れである。

第2問

次の問題について、問題の所在、結論及びその理由を示しつつ判例の立場を解答しなさい（両問とも解答用紙各10行以内で記入すること）。

- (1) 抵当不動産の賃料債権及び転賃料債権に対する抵当権者の物上代位〔配点20点〕
- (2) 特定物売買の売主の保証に関し、主たる債務が解除されて原状回復義務となった場合の保証人の責任〔配点20点〕

第3問

Xは、居住建物を建築するのに適した土地を探していたが、不動産賃貸等を業とするY社が、駅から約300mの距離にあり、閑静な住宅街にある本件土地（現況更地）を売りに出していたことから、Y社に売却の理由を尋ねたところ、Y社は「アパートを新築して賃貸経営することを考えていたが、資金繰りがつかないことから諦め、本件土地を売却して銀行からの融資の返済に充てることにした」とのことであった。そこで、Xは、本件土地を購入することにし、Y社と交渉した結果、XとY社との間で本件土地の売買契約が平成26年7月15日に成立し、7月31日に代金3000万円の支払いと引き換えに引渡しと移転登記がXになされた。

ところが、その後、Xは本件土地の上に存在したアパートで3年前に自殺があったとの噂を聞き、Xが調べたところ、Y社は、約20年前に、本件土地上に6世帯入居のアパートを建築し、賃貸経営を開始したが、3年前にアパートの一室で賃借人が自殺し、その事件後に入居者が徐々に退去したため、1年前にアパートを解体して更地にしていたということが判明した。

Xは、Y社に対し、どのような法的構成による主張をすることができ、Y社からはこれに対しどのような反論をすることができるか、論じなさい（なお、Xの主張として考えられる法的構成は、4つ以上挙げること）。〔配点40点〕